

市内建築物への

太陽光発電設備と蓄電池の

導入費用を補助します！

メリット1

電気代を
削減



メリット2

CO₂排出量を
削減



メリット3

停電時にも
安心



太陽光発電設備

1kW当たり **5万円**

【補助上限】

900万円 (その他、設備設置費用に係る上限あり)

【主な要件】

- 京都市が定める基準量に**1kW以上上乗せ**して設置する場合 (裏面参照)
- FIT/FIP制度の認定を取得しないこと**
- 補助対象設備で発電した電力量の**一定割合以上を自家消費すること**
(業務用：50%※、家庭用：30%)

※ 緩和措置あり

蓄電池

導入費用の **1/3**

【補助上限】

- 100万円** (災害時に地域で電力を供給する場合
200万円)
- 設備容量に以下価格を乗じた額
業務用：6.3万円/kWh
家庭用：5.1万円/kWh

【主な要件】

- 左記太陽光発電設備の付帯設備として
同時設置する場合

補助例：延べ床面積400m²の事務所に太陽光発電設備20kW、蓄電池10kWh設置した場合
(蓄電池の導入価格は120万円(税抜き)と想定)

太陽光発電設備

100万円

(5万円 × 20kW)



蓄電池

40万円

(120万円 × 1/3)



合計補助額

140万円

補助対象者

市内の延べ床面積10m²以上の建築物（延べ床面積300m²未満の戸建て住宅を除く）において、以下の基準量に1kW以上上乗せして太陽光発電設備を設置する民間事業者（PPA事業者及びリース事業者を含む）もしくは個人

建築物の規模	設置基準量
延べ床面積10m ² 以上300m ² 未満（戸建て住宅を除く※1）	3万MJ※2
延べ床面積300m ² 以上2,000m ² 未満	
延べ床面積2,000m ² 以上	30MJ×延べ床面積（m ² ） （上限45万MJ）

※1 延べ床面積10m²以上300m²未満の戸建て住宅は対象外です。

別の支援事業「京都再エネクラブ」のご活用を検討ください。

※2 3万MJは、太陽光発電設備では、2.7kW～3.3kW程度に相当します。



京都再エネクラブ

補助対象期間

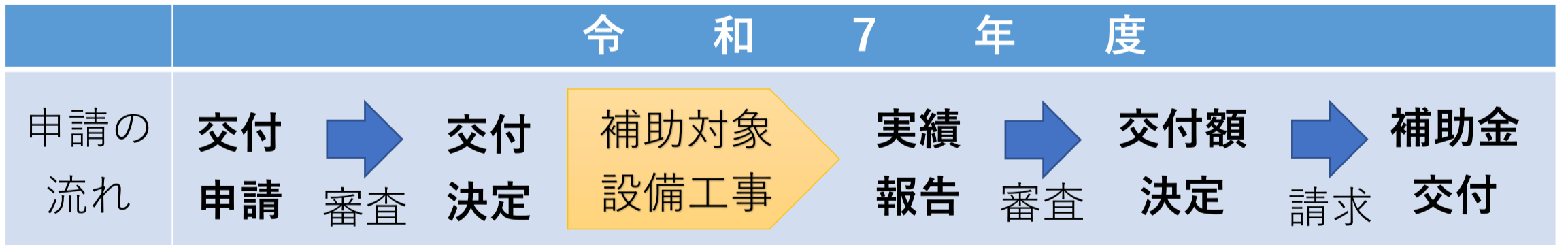
補助対象設備の設置工事に関する契約時期や工事期間等が以下の期間内であること。

建築物の種類	請負契約締結日	補助対象設備の工事着手	補助対象設備の工事完了及び実績報告
新增築時に設置	令和4年7月15日以降	令和7年度	令和8年2月28日まで※1、※2
既存建築物に設置	令和7年4月3日以降	令和7年度	令和8年2月28日まで※2

※1 新增築建築物において、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までが長期に渡り、令和8年4月1日から令和9年2月28日の間に完了する場合は、補助対象設備の工事着手前かつ令和8年2月28日までに事業開始承認申請を行い、令和8年度に改めて申請してください（事業開始承認をもって、交付を保証するものではありません）。

※2 令和8年3月1日から令和8年3月13日までに工事が完了する場合は、令和8年3月13日まで

申請の流れ



交付申請期限：令和8年1月30日（金）（予算がなくなり次第終了）

詳細の要件や申請書の様式については京都市情報館を御確認ください。

京都市 太陽光 上乗せ

検索



申請・お問合せ先

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話：075-222-4555
e-mail：ene@city.kyoto.lg.jp
受付時間：平日 9:00～17:00
住所：〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地



一般社団法人京都府建築士事務所協会（受託事業者）

電話：075-334-5277
e-mail：eco2050@kyoto-kenchiku.com
受付時間：平日 9:00～17:00
住所：〒603-8163
京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

発行：京都市 環境政策局 地球温暖化対策室 令和7年4月 京都市印刷物第070609号